毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北海道（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111（内線 22-264）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次　　ページ

規　　則

○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……（水産経営課）　1

告　　示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……（情報政策課）　1
○北海道希少野生動植物の保護に関する条例に基づく生育地保護区等の指定……（自然環境課）　2
○有害興行の指定……（生活文化・青少年室）　4
○道営土地改良事業計画の決定……（土地改良指導課）　5
○道営土地改良事業変更計画の決定……（土地改良指導課）　5
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定……（土地改良指導課）　5
○知事権限に係る保安林の指定の予定（２件）……（治山課）　5
○知事権限に係る保安林の指定……（治山課）　6
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　6
○道路の供用の開始……（道路整備課）　11
○道路の区域の変更及び供用の開始（２件）……（道路整備課）　11
○平成16年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……（建築指導課）　12
○建築基準法の規定による数値の指定……（建築指導課）　13

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……　15

札幌医科大学告示

○一般競争入札の資格に関する公示……　15
○一般競争入札の実施（２件）……　16
○一般競争入札の資格に関する公示……　17
○一般競争入札の実施……　18

札幌北道税事務所告示

○一般競争入札の実施……　19

札幌南道税事務所告示

○一般競争入札の実施……　20

道釧路土木現業所告示

○一般競争入札の実施（２件）……　21

道函館方面公安委員会告示

○警備業法第16条の２の規定に基づく指定医の指定……　24

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……　24

規　　則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年３月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第11号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項の表第２号中「年1.2パーセント」を「年1.15パーセント」に、「年1.0パーセント」を「年0.95パーセント」に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成16年１月26日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告　　示

北海道告示第218号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成16年３月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　随意契約に係る特定役務の名称及び数量

(1)　複数市町村等共同アウトソーシング・システム開発実証業務一式

(2)　電子自治体仕様共同アプリケーションサービスシステム開発業務一式

2　随意契約の相手方を決定した日

平成15年12月22日

3　随意契約の相手方の氏名及び住所

空き缶、吸い殻などのポイ捨てをなくし、みんなでクリーンな北海道をつくりましょう。

(1) 氏　名　　アクセンチュア株式会社
(2) 住　所　　東京都港区赤坂７丁目１番16
4　随意契約に係る契約金額
(1) 99,750,000円
(2) 48,825,000円
5　契約の相手方を決定した手続
随意契約
6　随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第10条第１項第１号の規定による。
7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名　称　　北海道総合企画部ＩＴ推進室情報政策課
(2) 所在地　　札幌市中央区北３条西６丁目

北海道告示第219号

北海道希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年北海道条例第４号）第31条第１項、第32条第１項、及び第33条第１項の規定により、生育地保護区、管理地区、及び立入制限地区を指定し、平成16年４月１日から施行する。

平成16年３月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　アポイ岳地区ヒダカソウ生育地保護区
(1) 生息地等保護区の名称
アポイ岳地区ヒダカソウ生育地保護区
(2) 生息地等保護区の指定の区域
様似郡様似町に所在する道有林日高管理区46林班06小班、47林班03小班、49林班01、07、09、99小班、52林班04小班、53林班06小班
(3) 生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動植物
キンポウゲ科ヒダカソウ
(4) 生息地等保護区の指定の区域の保護に関する指針
ア　ヒダカソウの個体の生育のために確保すべき条件
ヒダカソウは、日高山系アポイ岳及びその周辺の超塩基性岩地に分布が限られており、本種の個体の生育のためには、その生育基盤であるカンラン岩風化土壌等の地質及び風衝地を維持するとともに、ヒダカソウと一体的に生育している植生を確保することが必要である。そのため、カンラン岩風化土壌地、風衝地、既存生育地等を勘案した生育適地を生育地保護区域とする。
イ　生育条件の維持のための環境管理の指針
ヒダカソウは、アポイ岳、吉田山、幌満岳に分布しているが、その生育条件である地質等の維持並びにヒダカソウ群落及びこれらと一体的に生育している植生の確保については、いずれも脆（ぜい）弱で外的圧力の影響を受けやすいことから、カンラン岩風化土壌地などの生育適地を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生育環境の適切な管理を行うものとする。
また、ヒダカソウは、アポイ岳及び吉田山の登山道周辺に群落があり、人の踏み付けによる外的圧力の影響を多大に受けていることから、人の立入りによるヒダカソウの生育環境への影響を抑制するため、地元や関係機関、関係者等と協議を行い、近い将来に立入制限地区を指定するものとする。
(5) アポイ岳地区ヒダカソウ生育地保護区管理地区
ア　管理地区の名称
アポイ岳地区ヒダカソウ生育地保護区管理地区
イ　管理地区の指定の区域
アポイ岳地区ヒダカソウ生育地保護区の区域全域
ウ　管理地区の指定に係る指定希少野生動植物
キンポウゲ科ヒダカソウ
エ　管理地区の指定の区域の保護に関する指針
(ア) ヒダカソウの個体の生育のために確保すべき条件
ヒダカソウは、日高山系アポイ岳及びその周辺の超塩基性岩地に分布が限られており、本種の個体の生育のためには、その生育基盤であるカンラン岩風化土壌等の地質及び風衝地を維持するとともに、ヒダカソウと一体的に生育している植生を確保することが必要である。
(イ) 生育条件の維持のための環境管理の指針
a　工作物の設置
工作物の設置については行わないこと。ただし、登山道及びこれに付帯する施設の設置、電気工作物の増改築、電柱の設置並びにヒダカソウの保護管理のための施設の設置にあっては、この限りでない。
なお、これらの施設を設置する場合であっても、ヒダカソウの生育状況に十分配慮し、設置による生育への影響を最小限に抑えるよう努めること。
b　土地の形質の変更
現状の地形の維持を図るため、土地の形質の変更は行わないこと。
c　土石の採取等
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。ただし、学術研究目的であって、現存するヒダカソウの生育に支障を及ぼ

さない小規模な土石の採取はこの限りでない。

d　水面の埋め立て、干拓

区域内に水面が存在しないため、定めない。

e　河川、湖沼等の水位、水量の増減

区域内に河川、湖沼等が存在しないため、定めない。

f　木竹の伐採

区域内の植生は、ヒダカソウと一体的に保全する必要があるため、木竹の伐採は行わないこと。ただし、電気工作物及びヒダカソウの保護管理のための施設の保守の支障となる木竹の伐採並びにヒダカソウの生育に支障を及ぼしている植物の除去は、この限りでない。

なお、これらの場合であってもヒダカソウの生育状況などに十分配慮し、ヒダカソウ及び付近の植物の生育への影響を最小限に抑えるよう努めること。

g　指定希少野生動植物の生息等に必要なものとして知事が指定する動植物等の捕獲等

ヒダカソウの受粉を行う昆虫等の生育に必要と認められる動植物等については、現在特定が困難なため、指定は行わない。

h　指定湖沼等への汚水等の排出

区域内には湖沼等が存在しないため、定めない。

i　車馬等の乗り入れ等

踏み付け等によりヒダカソウの生育に支障を及ぼすおそれがあるため、車馬等の乗り入れは行わないこと。

j　gで指定する動植物等以外の動植物等の捕獲等

ヒダカソウの生育に支障を及ぼすおそれがあるため、捕獲等を行わないこと。ただし、学術研究目的であって必要最小限の捕獲等及びヒダカソウの生育に支障を及ぼしている動植物等の捕獲等は、この限りでない。

k　指定希少野生動植物等の生息等に支障のおそれのあるとして知事が指定する動植物の放鳥獣、植栽、播種等

区域内に生息・生育する動植物以外の個体の放鳥獣、植栽、播種等は、行わないこと。

l　指定希少野生動植物等の生息等に支障のおそれのあるとして知事が指定する物質の散布

ヒダカソウの生育に支障を及ぼす物質が現在特定されていないため、指定しない。

m　火入れ及びたき火

区域内の植生は、ヒダカソウと一体的に保全する必要があるため、火入れ及びたき火は、行わないこと。

n　指定希少野生動植物等の生息等に支障のおそれのあるとして知事が指定する方法による個体の観察

現在、観察による影響が確認されていないため、指定は行わない。

2　幌満岳地区ヒダカソウ生育地保護区

(1)　生息地等保護区の名称

幌満岳地区ヒダカソウ生育地保護区

(2)　生息地等保護区の指定の区域

様似郡様似町に所在する道有林日高管理区88林班03小班及び96小班の一部、89林班02及び96小班の一部、90林班03及び96小班の一部

(3)　生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動植物

キンポウゲ科ヒダカソウ

(4)　生息地等保護区の指定の区域の保護に関する指針

ア　ヒダカソウの個体の生育のために確保すべき条件

ヒダカソウは、日高山系アポイ岳及びその周辺の超塩基性岩地に分布が限られており、本種の個体の生育のためには、その生育基盤であるカンラン岩風化土壌等の地質及び風衝地を維持するとともに、ヒダカソウと一体的に生育している植生を確保することが必要である。そのため、カンラン岩風化土壌地、風衝地、既存生育地等を勘案した生育適地を生育地保護区域とする。

イ　生育条件の維持のための環境管理の指針

ヒダカソウは、アポイ岳、吉田山、幌満岳に分布しているが、その生育条件である地質等の維持並びにヒダカソウ群落及びこれらと一体的に生育している植生の確保については、いずれも脆(ぜい)弱で外的圧力の影響を受けやすいことから、カンラン岩風化土壌地などの生育適地を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生育環境の適切な管理を行うものとする。

また、ヒダカソウは、幌満岳山頂付近に群落があるが、幌満岳には、現在登山道はない。しかし、人の踏み付けによる外的圧力の影響を多大に受けやすいことから、人の立入りによるヒダカソウの生育環境への影響を抑制するため、管理地区の全域を通年の立入制限地区に指定し、生育環境の適切な管理を行うものとする。

(5)　幌満岳地区ヒダカソウ生育地保護区管理地区

ア　管理地区の名称

幌満岳地区ヒダカソウ生育地保護区管理地区

イ　管理地区の指定の区域

幌満岳地区ヒダカソウ生育地保護区の区域全域

ウ　管理地区の指定に係る指定希少野生動植物

キンポウゲ科ヒダカソウ

エ　管理地区の指定の区域の保護に関する指針

(ア)　ヒダカソウの個体の生育のために確保すべき条件

ヒダカソウは、日高山系アポイ岳及びその周辺の超塩基性岩地に分布が限られており、本種の個体の生育のためには、その生育基盤であるカンラン岩風化土壌等の地質及び風衝地を維持するとともに、ヒダカソウと一体的に生育している植生を確保することが必要である。

(イ)　生育条件の維持のための環境管理の指針

a　工作物の設置

工作物の設置については行わないこと。ただし、登山道及びこれに付帯する施設の設置、電気工作物の増改築、電柱の設置並びにヒダカソウの保護管理のための施設の設置にあっては、この限りでない。

なお、これらの施設を設置する場合であっても、ヒダカソウの生育状況に十分配慮し、設置による生育への影響を最小限に抑えるよう努めること。

b　土地の形質の変更

現状の地形の維持を図るため、土地の形質の変更は行わないこと。

c　土石の採取等

現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。ただし、学術研究目的であって、現存するヒダカソウの生育に支障を及ぼさない小規模な土石の採取は、この限りでない。

d　水面の埋め立て、干拓

区域内に水面が存在しないため、定めない。

e　河川、湖沼等の水位、水量の増減

区域内に河川、湖沼等が存在しないため、定めない。

f　木竹の伐採

区域内の植生は、ヒダカソウと一体的に保全する必要があるため、木竹の伐採は行わないこと。ただし、電気工作物及びヒダカソウの保護管理のための施設の保守の支障となる木竹の伐採並びにヒダカソウの生育に支障を来している植物の除去は、この限りでない。

なお、これらの場合であってもヒダカソウの生育状況などに十分配慮し、ヒダカソウ及び付近の植物の生育への影響を最小限に抑えるよう努めること。

g　指定希少野生動植物の生息等に必要なものとして知事が指定する動植物等の捕獲等

ヒダカソウの受粉を行う昆虫等の生育に必要と認められる動植物等については、現在特定が困難なため、指定は行わない。

h　指定湖沼等への汚水等の排出

区域内には湖沼等が存在しないため、定めない。

i　車馬等の乗り入れ等

踏み付け等によりヒダカソウの生育に支障を及ぼすおそれがあるため、車馬等の乗り入れは、行わないこと。

j　gで指定する動植物等以外の動植物等の捕獲等

ヒダカソウの生育に支障を及ぼすおそれがあるため、捕獲等を行わないこと。ただし、学術研究目的であって必要最小限の捕獲等及びヒダカソウの生育に支障を及ぼしている動植物等の捕獲等は、この限りでない。

k　指定希少野生動植物等の生息等に支障のおそれのあるとして知事が指定する動植物の放鳥獣、植栽、播種等

区域内に生息・生育する動植物以外の個体の放鳥獣、植栽、播種等は、行わないこと。

l　指定希少野生動植物等の生息等に支障のおそれのあるとして知事が指定する物質の散布

ヒダカソウの生育に支障を及ぼす物質が現在特定されていないため、指定しない。

m　火入れ及びたき火

区域内の植生は、ヒダカソウと一体的に保全する必要があるため、火入れ及びたき火は、行わないこと。

n　指定希少野生動植物等の生息等に支障のおそれのあるとして知事が指定する方法による個体の観察

現在、観察による影響が確認されていないため、指定は行わない。

(ウ)　立入制限地区

立入制限地区への立ち入りは行わないこと。ただし、ヒダカソウの生育状況調査などやむを得ない事由のある場合はこの限りでない。

なお、森林の保護管理のための行為については、許可を要しないものである。

北海道告示第220号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第４条第１項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成16年３月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

興行の種別	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画	凌辱の爪跡　裂かれた下着	オーピー映画	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	義母の寝室　淫熟のよろめき	同		
同	便利屋家政婦　～鍵の穴から～	新日本映像		
同	ノーパン添乗員　あなたを握りたい！	同		

北海道告示第221号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定により、道営土地改良（東部第１地区ため池等整備［用排水施設整備］）事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成16年３月３日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年３月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第222号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成16年３月３日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年３月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
一の沢	中山間地域総合整備（農業用用排水、ほ場整備、暗きょ、客土）	北海道空知支庁
千代田	土地改良総合整備［一般型］（農業用用排水、農道、暗きょ、客土）	北海道十勝支庁

北海道告示第223号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の２第５項において準用する同法第８条第１項の規定により、鷹栖町の行う土地改良（共栄第３地区基盤整備促進［基盤整備］（農道））事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成16年３月３日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年３月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第224号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成16年３月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　保安林予定森林の所在場所　浦河郡浦河町字姉茶537の34・537の35・538の３（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）、538の４

2　指定の目的　土砂の流出の防備

3　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第225号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第２項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成16年３月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　保安林予定森林の所在場所　天塩郡幌延町字幌延39の１・101（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、98の１、99、100

2　指定の目的　干害の防備

3　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字幌延39の１・99（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、98の１

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌支庁経済部林務課及び幌延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第226号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第２項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成16年３月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　保安林の所在場所　北見市仁頃町310の１、311の１から311の４まで、312の１から312の５まで

(2)　指定の目的　公衆の保健

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐は、択伐による。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

2(1)　保安林の所在場所　紋別郡西興部村字奥興部309・312（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、148から158まで、313から315まで

(2)　指定の目的　干害の防備

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥興部153・154・157・158・313から315まで（以上７筆について次の図に示す部分に限る。）、148から152まで、155、156、309

(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁経済部林務課並びに北見市役所及び西興部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第227号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成16年３月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　保安林予定森林の所在場所　宗谷郡猿払村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　指定の目的　水源のかん養

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　次の森林については、主伐は、択伐による。

猿払村（次の図に示す部分に限る。）

(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

2(1)　保安林予定森林の所在場所　宗谷郡猿払村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　指定の目的　土砂の流出の防備

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　次の森林については、主伐は、択伐による。

猿払村（次の図に示す部分に限る。）

(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3(1)　保安林予定森林の所在場所　宗谷郡猿払村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　指定の目的　風害の防備

(3)　指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所　枝幸郡枝幸町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　水源のかん養
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
枝幸町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所　枝幸郡枝幸町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所　枝幸郡歌登町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
歌登町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

7(1) 保安林予定森林の所在場所　斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　水源のかん養
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

8(1) 保安林予定森林の所在場所　斜里郡清里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　水源のかん養
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
清里町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
清里町（次の図に示す部分に限る。）
(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

9(1) 保安林予定森林の所在場所　斜里郡小清水町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　水源のかん養
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
小清水町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

10(1)　保安林予定森林の所在場所　網走市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2)　指定の目的　水源のかん養
(3)　指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

11(1)　保安林予定森林の所在場所　網走郡東藻琴村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2)　指定の目的　水源のかん養
(3)　指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　次の森林については、主伐は、択伐による。
東藻琴村（次の図に示す部分に限る。）
(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

12(1)　保安林予定森林の所在場所　網走郡美幌町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2)　指定の目的　水源のかん養
(3)　指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　次の森林については、主伐は、択伐による。
美幌町（次の図に示す部分に限る。）
(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

13(1)　保安林予定森林の所在場所　網走郡津別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2)　指定の目的　水源のかん養
(3)　指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

14(1)　保安林予定森林の所在場所　網走市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2)　指定の目的　土砂の流出の防備
(3)　指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　次の森林については、主伐は、択伐による。
網走市（次の図に示す部分に限る。）
(イ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

15(1)　保安林予定森林の所在場所　網走郡津別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2)　指定の目的　土砂の流出の防備
(3)　指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
(ア)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

16(1)　保安林予定森林の所在場所　網走市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(3)　指定施業要件
ア　立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

17(1) 保安林予定森林の所在場所　網走市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　公衆の保健
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

18(1) 保安林予定森林の所在場所　増毛郡増毛町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　水源のかん養
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
増毛町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

19(1) 保安林予定森林の所在場所　留萌市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
留萌市（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

20(1) 保安林予定森林の所在場所　留萌郡小平町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　水源のかん養
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
小平町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

21(1) 保安林予定森林の所在場所　留萌郡小平町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
小平町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

22(1) 保安林予定森林の所在場所　苫前郡苫前町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　水源のかん養
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
苫前町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

23(1) 保安林予定森林の所在場所　苫前郡苫前町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
苫前町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

24(1) 保安林予定森林の所在場所　苫前郡羽幌町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　水源のかん養
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
羽幌町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

25(1) 保安林予定森林の所在場所　苫前郡羽幌町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
羽幌町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

26(1) 保安林予定森林の所在場所　苫前郡初山別村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
初山別村（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

27(1) 保安林予定森林の所在場所　天塩郡遠別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
遠別町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

28(1) 保安林予定森林の所在場所　天塩郡天塩町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　水源のかん養
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
天塩町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

29(1) 保安林予定森林の所在場所　天塩郡天塩町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
天塩町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

30(1) 保安林予定森林の所在場所　天塩郡豊富町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的　土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
豊富町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

31(1) 保安林予定森林の所在場所　夕張市滝ノ上170の１
(2) 指定の目的　土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成16年３月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道　当別浜益港線 北海道札幌土木現業所	石狩郡当別町六軒町36番１地先から 石狩郡当別町六軒町10番３地先まで	平成16．3．2
道道　新篠津金沢線 北海道札幌土木現業所	石狩郡新篠津村4362番１地先から 石狩郡新篠津村4826番地先まで	同
道道　江別恵庭線 北海道札幌土木現業所	江別市東野幌369番５地先から 江別市東野幌373番２地先まで	同
道道　恵庭栗山線 北海道札幌土木現業所	恵庭市戸磯345番２地先から 恵庭市戸磯28番１地先まで	同
道道　夕張長沼線 北海道札幌土木現業所	夕張郡長沼町字馬追山2020番６地先から 夕張郡長沼町582番32地先まで	同
道道　三笠栗山線 北海道札幌土木現業所	夕張郡栗山町字鳩山367番１地先から 夕張郡栗山町字鳩山363番８地先まで	同
道道　銭函停車場線 北海道小樽土木現業所	小樽市銭函２丁目411番地先から 小樽市銭函２丁目411番地先まで	同
道道　小樽海岸公園線 北海道小樽土木現業所	小樽市色内１丁目205番１地先から 小樽市稲穂２丁目65番地先（一般国道５号交点）まで	同
道道　豊富中頓別線 北海道留萌土木現業所	天塩郡幌延町字上問寒天塩研究林213林班地先から 天塩郡幌延町字上問寒天塩研究林213林班地先まで	同

北海道告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変

更し、同条第２項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成16年３月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　道路の種類　　道道

２　道路の路線名及び区域

路線名	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
三笠栗山線	夕張郡栗山町字鳩山345番１地先から夕張郡栗山町字鳩山31番12地先まで	前	12.00mから18.67mまで	500.00m	―
		前	14.50mから43.50mまで	493.00m	―
		後	14.50mから43.50mまで	493.00m	―
江別長沼線	空知郡南幌町字幌向原野2025番１地先から空知郡南幌町字幌向原野2103番４地先まで	前	18.18mから36.05mまで	302.84m	―
		前	20.00mから32.42mまで	290.00m	―
		後	20.00mから32.42mまで	290.00m	―
当別浜益港線	石狩郡当別町字弁華別77番１地先から石狩郡当別町字弁華別70番３地先まで	前	30.50mから33.50mまで	200.00m	―
		前	19.00mから22.00mまで	203.00m	―
		後	30.50mから33.50mまで	200.00m	―
当別浜益港線	石狩郡当別町字青山2308番60地先から石狩郡当別町字青山58番地先まで	前	14.50mから26.00mまで	1,014.50m	―
		前	28.00mから39.00mまで	1,013.32m	―
		後	28.00mから39.00mまで	1,013.32m	―

北海道告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第２項の規定により平成16年３月22日に道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成16年３月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　道路の種類　　道道

２　路線名　　蕨台古平線

３　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
岩内郡共和町宮丘1723番３地先（一般国道229号交点）から岩内郡共和町宮丘1726番１地先まで	前	15.00mから32.00mまで	190.00m	一般国道229号重複L＝17.60m
岩内郡共和町宮丘1720番１地先（一般国道229号交点）から岩内郡共和町宮丘1726番１地先まで	前	15.00mから40.00mまで	342.00m	一般国道229号重複L＝14.00m
	後	15.00mから40.00mまで	342.00m	一般国道229号重複L＝14.00m

北海道告示第231号

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成16年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の17第１項の規定により、北海道指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成16年３月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　期日及び時間

(1)　二級建築士試験

ア　学科の試験　　平成16年７月４日（日）

(ア)　学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規）
午前10時から午後１時まで（３時間）

(イ)　学科Ⅲ（建築構造）及び学科Ⅳ（建築施工）
午後２時10分から午後５時10分まで（３時間）

イ　設計製図の試験
平成16年９月26日（日）午前11時30分から午後４時まで（４時間30分）

(2)　木造建築士試験

ア　学科の試験　　平成16年７月25日（日）

(ア)　学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規）
午前10時から午後１時まで（３時間）

(イ)　学科Ⅲ（建築構造）及び学科Ⅳ（建築施工）
午後２時10分から午後５時10分まで（３時間）

イ　設計製図の試験
平成16年10月10日（日）午前11時30分から午後４時まで（４時間30分）

２　試験地及び試験場

(1) 二級建築士試験

札　幌　市　　北海道大学高等教育機能開発総合センター（札幌市北区北17条西８丁目）（学科の試験に限る。）

札　幌　市　　札幌予備学院大通館（札幌市中央区南２条西12丁目）（設計製図の試験に限る。）

函　館　市　　公立はこだて未来大学（函館市亀田中野町116－２）

旭　川　市　　北海道東海大学（旭川市神居町忠和224）

室　蘭　市　　室蘭工業大学（室蘭市水元町27番１号）（学科の試験に限る。）

釧　路　市　　釧路公立大学（釧路市芦野４－１－１）

帯　広　市　　帯広畜産大学（帯広市稲田町西２線11）（学科の試験に限る。）

北　見　市　　北海学園北見大学（北見市北光235）

(2) 木造建築士試験

札　幌　市　　北海道大学高等教育機能開発総合センター（札幌市北区北17条西８丁目）（学科の試験に限る。）

札　幌　市　　北海学園大学工学部（札幌市中央区南26条西11丁目１－１）（設計製図の試験に限る。）

北　見　市　　北海学園北見大学（北見市北光235）（学科の試験に限る。）

3　受験申込手続

(1) 受験申込書の受付期間及び受付場所

ア　平成16年４月12日（月）から16日（金）までの５日間

札　幌　市　　札幌市民会館会議室（札幌市中央区北１条西１丁目）

函　館　市　　北海道建築士会函館支部（函館市東雲町５－11　寺井ビル３階）

旭　川　市　　建築指導センター（旭川市６条通８丁目左10号　遠野ビル２階）

釧　路　市　　北海道建築士会釧路支部（釧路市錦町５－１　松並建材ビル１階）

イ　平成15年４月12日（月）及び13日（火）の２日間

帯　広　市　　北海道建築士会十勝支部（帯広市西６条南６丁目３番地）

北　見　市　　北見市都市建設部建築指導課会議室（北見市北５条東２丁目）

室　蘭　市　　室蘭市市民会館（室蘭市輪西町２丁目５－１）

(2) 受付時間

午前10時から午後４時まで

(3) 「学科の試験」の免除者の申請

「学科の試験」の免除者の申請は、平成14年又は平成15年試験の「学科の試験」（住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。）の合格通知書を添付することにより行う。

(4) 受験申込方法

受験申込書は、原則として(1)の受付地に設ける受付場所に申込者本人が直接提出することにより行う。ただし、離島その他の遠隔地に居住しているため直接申込みができない等のやむを得ない事情がある場合は、勤務先の証明書又は住民票が付されているときに限り、郵送によるものでも受け付ける。

郵送の場合は、(1)の受付地に設ける受付場所に、所要の郵便切手をはり付けたあて先明記の受験票返送用封筒を同封した書留速達により送付することとし、当該受付場所の申込受付期間の最終日までの消印があるものに限り受け付ける。

(5) 受験申込書の配布

社団法人北海道建築士会本部（札幌市中央区北４条西５丁目　三井生命札幌共同ビル３階）及び同会各支部において平成16年４月５日（月）から16日（金）までの間に配布する（土曜日及び日曜日を除く午前９時30分から午後４時30分まで。ただし16日については午後３時まで）。

なお、受験申込書の受付期間中は、受験申込書の受付場所においても配布する。

4　合格者の発表

平成16年12月９日（木）予定

なお、学科の試験については、平成16年９月７日（火）予定。

5　その他

(1) 設計製図の課題は、平成16年６月23日（水）ころから財団法人建築技術教育普及センター北海道支部（札幌市中央区北４条西５丁目　三井生命札幌共同ビル３階）、社団法人北海道建築士会本部及び同会各支部に掲示する。

また、学科の試験の試験日に試験場に掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

北海道告示第232号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第１項第６号、第53条第１項第６号、第56条第１項第２号ニ及び別表第３（に）欄の５の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について、容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの限度を次のとおり定め、平成16年４月１日から施行する。

なお、その関係図書を平成16年４月１日から一般の縦覧に供する。

平成16年３月２日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　数値を定める市町

夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、稚内市、美唄市、芦別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、

登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、当別町、福島町、木古内町、上磯町、大野町、七飯町、森町、八雲町、長万部町、江差町、北檜山町、今金町、倶知安町、共和町、岩内町、古平町、余市町、栗沢町、南幌町、奈井江町、長沼町、栗山町、新十津川町、鷹栖町、東神楽町、上川町、美瑛町、上富良野町、風連町、下川町、美深町、増毛町、羽幌町、浜頓別町、枝幸町、女満別町、美幌町、斜里町、留辺蘂町、遠軽町、滝上町、興部町、雄武町、虻田町、壮瞥町、白老町、早来町、厚真町、鵡川町、門別町、静内町、浦河町、音更町、新得町、清水町、芽室町、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、足寄町、浦幌町、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、白糠町及び中標津町

2　定める数値及び区域

縦覧に供する図書表示のとおり

3　縦覧場所

北海道建設部建築指導課において縦覧に供するほか、次の表の左欄に掲げる市町の区域については、当該右欄に掲げる場所において縦覧に供する。

市町名	縦覧場所	市町名	縦覧場所
夕張市	夕張市建設水道部建築課	富良野市	富良野市建設水道部都市建築課
岩見沢市	岩見沢市建設部都市計画課	登別市	登別市建設部建築課
網走市	網走市建設部都市開発課	恵庭市	恵庭市建設部建築課
留萌市	留萌市建設水道部建築課	伊達市	伊達市建設水道部建築課
稚内市	稚内市建設部都市整備課	北広島市	北広島市企画財政部都市計画課
美唄市	美唄市建設部建築住宅課	石狩市	石狩市建設部建築課
芦別市	芦別市建設部建築課	当別町	当別町建設部建設課
赤平市	赤平市建設部建築課	福島町	福島町建設課
紋別市	紋別市建設部都市建設課	木古内町	木古内町まちづくり政策室
士別市	士別市建設水道部建築課	上磯町	上磯町建設部都市住宅課
名寄市	名寄市建設部建築課	大野町	大野町企画商工課
三笠市	三笠市企画総務部企画振興課	七飯町	七飯町都市住宅課
根室市	根室市建設水道部建築住宅課	森町	森町建設課
千歳市	千歳市建設部建築課	八雲町	八雲町建設課
滝川市	滝川市建設部計画課	長万部町	長万部町建設課
砂川市	砂川市総務部広報広聴課	江差町	江差町建設課
歌志内市	歌志内市建設課	北檜山町	北檜山町建設水道課
深川市	深川市建設部都市計画課	今金町	今金町建設課
倶知安町	倶知安町住宅都市課	興部町	興部町建設課
共和町	共和町環境整備課	雄武町	雄武町建設課
岩内町	岩内町建設水道部住宅都市課	虻田町	虻田町経済部建設課
古平町	古平町建設課	壮瞥町	壮瞥町建設課
余市町	余市町建設水道部都市建設課	白老町	白老町都市整備課
栗沢町	栗沢町建設課	早来町	早来町都市建設課
南幌町	南幌町都市施設課	厚真町	厚真町建設部都市施設課
奈井江町	奈井江町まちづくり課	鵡川町	鵡川町建設水道課
長沼町	長沼町都市計画課	門別町	門別町建設課
栗山町	栗山町都市建設課	静内町	静内町建設課
新十津川町	新十津川町建設課	浦河町	浦河町建設課
鷹栖町	鷹栖町建設課	音更町	音更町企画部企画課
東神楽町	東神楽町建設課	新得町	新得町施設課
上川町	上川町建設課	清水町	清水町都市施設課
美瑛町	美瑛町都市建設課	芽室町	芽室町経済部都市開発課
上富良野町	上富良野町商工観光まちづくり課	大樹町	大樹町建設課
風連町	風連町生活課技術管理室	広尾町	広尾町企画商工課
下川町	下川町建設課	幕別町	幕別町建設部都市計画課
美深町	美深町建設課	池田町	池田町建設課
増毛町	増毛町建設課	本別町	本別町建設課
羽幌町	羽幌町建設港湾課	足寄町	足寄町建設課
浜頓別町	浜頓別町建設課	浦幌町	浦幌町建設課
枝幸町	枝幸町建設課	釧路町	釧路町都市計画課
女満別町	女満別町都市整備課	厚岸町	厚岸町建設課
美幌町	美幌町建設水道部住宅建築課	標茶町	標茶町建設課
斜里町	斜里町建設部建設課	弟子屈町	弟子屈町建設課
留辺蘂町	留辺蘂町まちづくり推進課	白糠町	白糠町経済部建設課
遠軽町	遠軽町経済部建設課	中標津町	中標津町街づくり推進室
滝上町	滝上町建設課		

支　庁　告　示

北海道網走支庁告示第９号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成16年３月２日

北海道網走支庁長　毛　利　明　雄

１	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	紋別市渚滑１丁目２番１　ほか27筆（第１工区）
２	開発許可を受けた者の住所及び氏名	札幌市中央区北11条西19丁目36番35号 北雄ラッキー株式会社　代表取締役社長　桐生　泰夫
３	開発許可年月日及び番号	平成14年12月12日　網建指第14－12号

札 幌 医 科 大 学 告 示

札幌医科大学告示第21号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年３月２日

札幌医科大学長　今　井　浩　三

１　資格及び調達をする役務の種類

平成16年度において道が締結しようとする⑴に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、⑵に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、⑶に定めるものとする。

⑴　契　　約　　平成16年３月２日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学学務課の複写サービスの供給に係る契約

⑵　資　　格　　札幌医科大学学務課の複写サービス供給の資格（以下「資格」という。）

⑶　役務の種類　　札幌医科大学学務課の複写サービスの供給

２　資　格　要　件

次のいずれにも該当すること。

⑴　政令第167条の４第１項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

⑵　政令第167条の４第２項により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

⑶　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。

⑷　道税を滞納している者でないこと。

⑸　平成16年３月２日において引き続き２年以上その供給事業を営んでいること。

⑹　札幌医科大学学務課の複写サービスの供給に関し、供給する複写機及びその附属品の迅速な点検、調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。

⑺　当該調達役務に関し、要求仕様書に記載の複写機要件等を満たしていることを証明した者であること。

３　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、２の⑸に掲げる資格要件は、適用しない。

⑴　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

⑵　中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

４　資格審査の申請の時期

⑴　申請の時期　　平成16年３月２日から11日

⑵　申請の方法　　提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア　提出先の名称　　札幌医科大学事務局学務課

イ　提出先の所在地　　札幌市中央区南１条西17丁目

５　資格審査の再申請

⑴　次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承した者

イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

⑵　再申請の方法

再申請をしようとする者は、４の⑵の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

６　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

⑴　資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の⑴に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

⑵　資格は１の⑴に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7　資　格　の　喪　失

資格を有する者が２に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

札幌医科大学告示第22号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年３月２日

札幌医科大学長　今　井　浩　三

1　入札に付する事項

⑴　調達をする役務の名称及び数量

ア　札幌医科大学学務課１の複写サービスの供給複写機（白黒）　２台

イ　同　２の複写サービスの供給複写機（白黒）　３台

ウ　同　３の複写サービスの供給複写機（白黒）　２台

エ　同　４の複写サービスの供給複写機（白黒）　１台

オ　同　５の複写サービスの供給複写機（白黒）　１台

カ　同　６の複写サービスの供給複写機（白黒）　１台

⑵　調達をする役務の仕様等　入札説明書及び要求仕様書による。

⑶　契　約　期　間　平成16年４月1日から平成17年３月31日まで。ただし予算の範囲内で、⑴のアからオまでの調達については平成19年３月31日を限度、⑴のカの調達については平成20年３月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

⑷　履　行　場　所　別途指示する場所

2　入札に参加する者に必要な資格

平成16年札幌医科大学告示第21号に規定する複写サービスの供給に関する資格を有すること。

3　契約条項を示す場所

札幌市中央区南１条西17丁目　札幌医科大学事務局学務課

4　入札執行の場所及び日時

⑴　入　札　場　所　札幌市中央区南１条西17丁目
札幌医科大学東棟１階　学務課会議室

⑵　入　札　日　時　平成16年３月18日（木）午前10時

⑶　開　札　場　所　⑴に同じ。

⑷　開　札　日　時　⑵に同じ。

5　入　札　保　証　金

入札保証金は、免除する。

6　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交　付　場　所　３に同じ。

⑵　交　付　方　法　⑴の場所で交付する。

7　郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

8　落札者の決定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第１項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道財務規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格（入札価格（単価）にそれぞれの予定供給枚数を乗じて得た額の合計額）が最低の価格で入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

要

10　そ　の　他

⑴　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑵　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価及び入札総価額）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求時に加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

⑶　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　称　札幌医科大学事務局学務課

イ　所　在　地　郵便番号 060－8556　札幌市中央区南１条西17丁目
電話番号 011－611－2111　内線 2182

⑷　この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

⑸　この入札の執行は、公開する。

⑹　この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

⑺　詳細は、入札説明書による。

札幌医科大学告示第23号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年３月２日

札幌医科大学長　今　井　浩　三

1　入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア ディスポーザブルアンギオシリンジ（150FT メドラッド）

1箱当たりの単価 調達予定数量 30箱

イ SCフィルム（16V100 オリンパス） 1箱あたりの単価 調達予定数量 400箱

ウ 画像記録用フィルム 半切（DI-HL 富士フィルム）

1箱当たりの単価 調達予定数量 586箱

エ 画像記録用フィルム B4（DI-HL 富士フィルム）

1箱当たりの単価 調達予定数量 274箱

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日

(4) 納入場所 札幌医科大学医学部附属病院

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入等競争入札参加資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局病院課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南1条西16丁目
札幌医科大学医学部附属病院臨床第一会議室(A)

(2) 入札日時 平成16年3月15日 午前10時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則第151条第1項の規定により定めた各々の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出期限及び場所

(1) 提出期限 平成16年3月8日（月）午後5時

(2) 提出場所 郵便番号 060－8556 札幌医科大学事務局病院課

11 その他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 札幌医科大学事務局病院課

イ 所在地 郵便番号 060－8556 札幌市中央区南1条西16丁目
電話番号 011－611－2111 内線 3129

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

札幌医科大学告示第24号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年3月2日

札幌医科大学長 今井浩三

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において札幌医科大学が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約 平成16年3月2日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学産業廃棄物処理業務委託契約

(2) 資格 産業廃棄物処理業務委託の資格（以下「資格」という。）

(3) 役務の種類 産業廃棄物処理業務委託

２　資　格　要　件

次のいずれにも該当すること。

⑴　政令第167条の４第１項に規定する者でないこと。

⑵　政令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

⑶　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑷　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第１項及び第６項の規定に基づく許可を受けている者であること。

⑸　平成16年１月１日現在において、⑷の許可を受けて引き続き２年以上その事業を営んでいること。

⑹　資本金の額が1,000万円以上並びに作業員及び運転手を常時５名以上雇用していること。

⑺　平ボディタイプの収集運搬車を有していること。

３　資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第３条第１項第７号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、２の⑸及び⑹に掲げる資格要件は、適用しない。

⑴　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

⑵　中小企業等協同組合法第３条第４号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

４　資格審査の申請の時期及び方法

⑴　申　請　の　時　期　　平成16年３月２日から10日まで

⑵　申　請　の　方　法　　提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア　提出先の名称　　札幌医科大学事務局総務課

イ　提出先の所在地　　札幌市中央区南１条西17丁目

５　資格審査の再申請

⑴　再　申　請　の　事　由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ　中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

⑵　再　申　請　の　方　法

再申請しようとする者は、４の⑵の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

６　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

⑴　資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の⑴に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

⑵　有効期間の更新

資格は１の⑴の定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

７　資　格　の　喪　失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

⑴　２に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

⑵　資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

札幌医科大学告示第25号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年３月２日

札幌医科大学長　今　井　浩　三

１　入札に付する事項

⑴　調達をする役務の名称及び数量

札幌医科大学産業廃棄物処理業務

ア　廃プラスチック類	１㎥当たりの単価	予定数量	920㎥
イ　発泡スチロール	同	同	190㎥
ウ　金属くず等	同	同	320㎥
エ　ガラス・陶磁器くず	同	同	35㎥

⑵　調達をする役務の仕様等　　入札説明書による。

⑶　契　約　期　間　　平成16年４月１日から平成17年３月31日まで

⑷　履　行　場　所　　札幌市中央区南１条西17丁目　札幌医科大学及び札幌市中央区南１条西16丁目　札幌医科大学医学部附属病院

２　入札に参加する者に必要な資格

平成16年札幌医科大学告示第24号に規定する産業廃棄物処理業務委託の資格を有すること。

3　契約条項を示す場所
札幌市中央区南１条西17丁目　札幌医科大学事務局総務課
4　入札執行の場所及び日時
⑴　入　札　場　所　　札幌市中央区南１条西17丁目
札幌医科大学　基礎医学研究棟１階共通会議室
⑵　入　札　日　時　　平成16年３月22日　午前11時
⑶　開　札　場　所　　⑴に同じ。
⑷　開　札　日　時　　⑵に同じ。
5　入 札 保 証 金
入札保証金は、免除する。
6　入札説明書の交付に関する事項
⑴　交　付　場　所　　３に同じ。
⑵　交　付　方　法　　⑴の場所で交付する。
7　郵便等による入札
郵便等又は電報による入札は、認めない。
8　落札者の決定方法
すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価格（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た合計金額）が最低である者を落札者とする。
9　契約書作成の要否
要
10　そ　　の　　他
⑴　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
⑵　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）を記載すること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
⑶　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア　名　　称　　札幌医科大学事務局総務課
イ　所　在　地　　郵便番号 060－8556　札幌市中央区南１条西17丁目
電話番号 011－611－2111　内線 2113
⑷　この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
⑸　この入札の執行は、公開する。
⑹　詳細は、入札説明書による。

札幌北道税事務所告示

札幌北道税事務所告示第１号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成16年３月２日
北海道札幌北道税事務所長　川　端　　稔

1　入札に付する事項
⑴　業務の名称及び数量
ア　北海道札幌北道税事務所警備業務　一式
イ　北海道札幌北道税事務所清掃業務　一式
⑵　業 務 の 仕 様 等　　入札説明書による。
⑶　契　約　期　間　　平成16年４月１日から平成17年３月31日まで
⑷　履　行　場　所　　札幌市北区北22条西２丁目１番30号　北海道札幌北道税事務所
2　入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
⑴　１の⑴のアにあっては平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等警備の資格を有し、１の⑴のイにあっては庁舎等清掃の資格を有すること。
⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
⑶　平成14年１月１日以降、資格審査を申請する日までに、１の⑴のアにあっては道から庁舎等警備業務の受注実績がある場合、１の⑴のイにあっては道から庁舎等清掃業務の受注実績がある場合であって、業務改善命令等を受けていないこと。
3　条件付一般競争入札参加資格の審査
この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、⑴から⑶までに定めるところにより、２の⑶に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
⑴　申 請 の 時 期　　平成16年３月３日（水）から10日（水）まで
⑵　申 請 の 方 法　　提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
⑶　申請書類の提出先　　郵便番号 001－8588　札幌市北区北22条西２丁目１番30号
北海道札幌北道税事務所管理課
4　契約事項を示す場所

札幌市北区北22条西２丁目１番30号　北海道札幌北道税事務所管理課

5　入札執行の場所及び日時

(1)　入　札　場　所　　札幌市北区北22条西２丁目１番30号
北海道札幌北道税事務所３階会議室

(2)　入　札　日　時　　１の(1)のア　平成16年３月19日（金）午前10時
同　　イ　同　　午前11時

(3)　開　札　場　所　　(1)に同じ。

(4)　開　札　日　時　　(2)に同じ。

6　入　札　保　証　金

(1)　入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2)　入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交　付　場　所　　４に同じ。

(2)　交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。

8　郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

9　落札者の決定方法

財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10　最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設定しているため、最低制限価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、落札者とせず、予定価格の制限内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

11　契約書作成の要否

要

12　そ　の　他

(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)　入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道札幌北道税事務所管理課

イ　所　在　地　　郵便番号 001－8588　札幌市北区北22条西２丁目１番30号
電話番号 011－746－1192

(4)　この入札及び契約は、手続の停止等が有り得る。

(5)　この入札の執行は、公開とする。

(6)　詳細は、入札説明書による。

札幌南道税事務所告示

札幌南道税事務所告示第１号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年３月２日

北海道札幌南道税事務所長　藤　島　一　夫

1　入札に付する事項

(1)　業務の名称及び数量

ア　北海道札幌南道税事務所警備業務　一式

イ　北海道札幌南道税事務所清掃業務　一式

(2)　業務の仕様等　　入札説明書による。

(3)　契　約　期　間　　平成16年４月１日から平成17年３月31日まで

(4)　履　行　場　所　　札幌市豊平区中の島２条２丁目３番６号
北海道札幌南道税事務所

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　１の(1)のアにあっては平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等警備の資格を有し、１の(1)のイにあっては庁舎等清掃の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3)　平成14年１月１日以降、資格審査を申請する日までに、１の(1)のアにあっては道から庁舎等警備業務の受注実績がある場合、１の(1)のイにあっては道から庁舎等清掃業務の受注実績がある場合であって、業務改善命令等を受けていないこと。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、⑴から⑶までに定めるところにより、２の⑶に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

⑴　申請の時期　平成16年３月３日（水）から10日（水）まで

⑵　申請の方法　提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

⑶　申請書類の提出先　郵便番号 062－0922　札幌市豊平区中の島２条２丁目３番６号
北海道札幌南道税事務所管理課

4　契約事項を示す場所

札幌市豊平区中の島２条２丁目３番６号　北海道札幌南道税事務所管理課

5　入札執行の場所及び日時

⑴　入札場所　札幌市豊平区中の島２条２丁目３番６号
北海道札幌南道税事務所２階会議室

⑵　入札日時　１の⑴のア　平成16年３月19日（金）午後１時30分
同　イ　同　午後２時30分

⑶　開札場所　⑴に同じ。

⑷　開札日時　⑵に同じ。

6　入札保証金

⑴　入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

⑵　入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7　入札説明書の交付に関する事項

⑴　交付場所　４に同じ。

⑵　交付方法　⑴の場所で交付する。

8　郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

9　落札者の決定方法

財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10　最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設定しているため、最低制限価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、落札者とせず、予定価格の制限内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

11　契約書作成の要否

要

12　その他

⑴　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑵　入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

⑶　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名称　北海道札幌南道税事務所管理課

イ　所在地　郵便番号 062－0922　札幌市豊平区中の島２条２丁目３番６号
電話番号 011－823－2301

⑷　この入札及び契約は、手続の停止等が有り得る。

⑸　この入札の執行は、公開とする。

⑹　詳細は、入札説明書による。

道釧路土木現業所告示

北海道釧路土木現業所告示第６号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年３月２日

北海道釧路土木現業所長　長　栄　作

1　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量

ア　調達をする物品等の名称
複写サービスの供給（一式の１月当たりの単価及び１枚当たりの単価）

イ　調達予定数量

(ア)　モノクロ　294,600枚（月平均24,550枚）
(イ)　モノクロ　263,160枚（月平均21,930枚）
(ウ)　フルカラー　34,560枚（月平均 2,880枚）
　　モノカラー　3,480枚（月平均　290枚）
(エ)　幅広　19,920ｍ（月平均 1,660ｍ）
(オ)　モノクロ　192,720枚（月平均16,060枚）
(カ)　フルカラー　34,080枚（月平均 2,840枚）
　　モノカラー　3,480枚（月平均　290枚）
(キ)　モノクロ　91,800枚（月平均 7,650枚）
(ク)　モノクロ　309,600枚（月平均25,800枚）
(ケ)　フルカラー　32,400枚（月平均 2,700枚）
　　モノカラー　3,600枚（月平均　300枚）
(コ)　モノクロ　105,840枚（月平均 8,820枚）
(サ)　フルカラー　13,800枚（月平均 1,150枚）
　　モノカラー　1,560枚（月平均　130枚）
(ア)から(サ)までについては、それぞれの入札とする。

(2)　調達をする物品等の仕様等　入札説明書による。

(3)　契　約　期　間　平成16年４月１日から平成17年３月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成21年３月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4)　納　入　場　所
(ア)　北海道釧路土木現業所総務課
(イ)　同　用地課
(ウ)及び(エ)　同　事業課
(オ)及び(カ)　同　厚岸出張所
(キ)　同　弟子屈出張所
(ク)及び(ケ)　同　中標津出張所
(コ)及び(サ)　同　根室出張所

2　入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1)　平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3)　平成16年３月１日現在において、複写機の賃貸事業を営んでいること。
(4)　釧路支庁管内又は根室支庁管内に事業所等を有し、調達物品の保守点検について迅速な対応が可能な者であること。

3　契約条項を示す場所
北海道釧路市双葉町６番10号　北海道釧路土木現業所企画総務部総務課

4　入札執行の場所及び日時
(1)　入　札　場　所　北海道釧路市双葉町６番10号　釧路土木現業所３階会議室
(2)　入　札　日　時　平成16年３月15日　午前11時
(3)　開　札　場　所　(1)に同じ。
(4)　開　札　日　時　(2)に同じ。

5　入　札　保　証　金
入札保証金は、免除する。

6　入札説明書の交付に関する事項
(1)　交　付　場　所　３に同じ。
(2)　交　付　方　法　(1)の場所で交付する。

7　郵便等又は電報による入札
認めないものとする。

8　落札者の決定方法
すべての区分に応じた複写サービスの一式の入札金額（１月当たりの単価）及び１枚当たりの入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、入札書記載の入札総価格（複写サービスの一式の入札金額（１月当たりの単価）及び各区分における１枚当たりの入札金額（単価）にそれぞれの月平均の調達予定数量を乗じて得た額の合計額に12を乗じて得た金額）が最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否
要

10　そ　の　他
(1)　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2)　入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア　入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
(3)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア　名　称　北海道釧路土木現業所企画総務部総務課
イ　所　在　地　郵便番号 085－0006　北海道釧路市双葉町６番10号

電話番号 0154－23－6111　内線 216

(4)　この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5)　この入札の執行は、公開する。

(6)　詳細は、入札説明書による。

北海道釧路土木現業所告示第７号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年３月２日

北海道釧路土木現業所長　長　　栄　作

1　入札に付する事項

(1)　調達をする役務の名称及び数量

ア　釧路土木現業所庁舎清掃業務　　一式

イ　厚岸出張所庁舎清掃業務　　一式

ウ　弟子屈出張所庁舎清掃業務　　一式

エ　中標津出張所庁舎清掃業務　　一式

オ　根室出張所庁舎清掃業務　　一式

カ　庶路ダム建設事務所庁舎清掃業務　一式

キ　中標津空港清掃業務　　一式

アからキまでについては、それぞれの入札とする。

(2)　調達をする役務の仕様等　　入札説明書による。

(3)　契　約　期　間　　平成16年４月１日から平成17年３月31日まで

(4)　履　行　場　所

ア	北海道釧路市双葉町６番10号	北海道釧路土木現業所
	同　　堀川町７番２号	同　　堀川詰所
	同　　鶴野335番地	同　　鶴野車両センター
イ	同　　厚岸郡厚岸町字宮園町194番199号	同　　厚岸出張所
ウ	同　　川上郡弟子屈町桜丘３丁目４番10号	同　　弟子屈出張所
エ	同　　標津郡中標津町東５条北３丁目１	同　　中標津出張所
オ	同　　根室市宝林町４丁目287番	同　　根室出張所
カ	同　　白糠郡白糠町庶路基線72番４	同　　庶路ダム建設事務所
キ	同　　標津郡中標津町字中標津1847－３	中標津空港及び北海道中標津空港管理事務所

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3)　入札説明書にそれぞれ掲げる人数以上の衛生管理者及び清掃員を雇用していること。

(4)　入札説明書にそれぞれ掲げる清掃用機器を保有していること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1)　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成16年３月２日から12日まで

イ　申請の方法　　提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 085－0006　北海道釧路市双葉町６番10号
北海道釧路土木現業所企画総務部総務課

(2)　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道釧路市双葉町６番10号　北海道釧路土木現業所企画総務部総務課

5　入札執行の場所及び日時

(1)　入　札　場　所　　北海道釧路市双葉町６番10号　釧路土木現業所３階会議室

(2)　入　札　日　時　　平成16年３月24日　午前10時

(3)　開　札　場　所　　(1)に同じ。

(4)　開　札　日　時　　(2)に同じ。

5　入札保証金

(1)　入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2)　入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の７及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交　付　場　所　　４に同じ。

(2)　交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。

7　郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

8　落札者の決定方法

財務規則第151条第１項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、（１の(1)のア

については、かつ、最低制限価格以上の価格で）最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否
　要

10　そ　の　他

⑴　開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑵　入札金額に係る消費税等の取扱い

ア　入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額とすること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

⑶　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道釧路土木現業所企画総務部総務課

イ　所　在　地　　郵便番号 085－0006　北海道釧路市双葉町６番10号
　　電話番号 0154－23－6111　内線 216

⑷　最低制限価格（１の⑴のアに限る。）
　設定している。

⑸　この入札の執行は、公開する。

⑹　詳細は、入札説明書による。

道函館方面公安委員会告示

北海道函館方面公安委員会告示第９号

警備業法（昭和47年法律第117号）第16条の２の規定により、次のとおり医師を指定した。

平成16年３月２日

北海道函館方面公安委員会委員長　山　根　　繁

1　指定した医師の氏名並びに勤務する病院等の名称及び所在地

医師の氏名	病院等の名称	病院等の所在地
久保田　修　司	函館渡辺病院付属ゆのかわメンタルクリニック	函館市湯川町１丁目29番11号
谷　内　敏　雄	森の里病院	茅部郡森町上台町330番地84

2　指定年月日
　平成16年３月２日から平成21年３月１日までの５年間

道警察本部告示

北海道警察本部告示第28号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成16年３月２日

北海道警察本部長　芦　刈　勝　治

1　落札に係る物品等の名称及び数量

⑴　オンラインシステム用端末装置の賃貸借　982式（１月当たりの単価）

⑵　総合捜査情報端末装置の賃貸借　320式（１月当たりの単価）

2　落札を決定した日

⑴　平成15年12月24日

⑵　平成16年１月16日

3　落札者の氏名及び住所

⑴ア　氏　名　　北海道ビジネスオートメーション株式会社

　イ　住　所　　札幌市中央区北３条西７丁目１番地

⑵ア　氏　名　　日立キャピタル株式会社

　イ　住　所　　東京都港区西新橋２丁目15番12号

4　落札金額

⑴　7,092,750円

⑵　5,099,955円

5　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札

6　一般競争入札の公告

⑴　平成15年北海道警察本部告示第153号

⑵　平成15年北海道警察本部告示第168号

7　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

⑴　名　称　　北海道警察本部総務部会計課

⑵　所在地　　札幌市中央区北２条西７丁目

毎週火・金曜日発行　（購読料金（送料とも）は月額3,440円）
発　行　北　海　道
編　集　北海道総務部法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社